

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例案

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年条例第48号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条第1項の表中「372,000」を「373,000」に、「420,000」を「421,000」に改める。
- (2) 第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。
- (3) 第5条の2第2項中「、第27条第2項、第32条」を「及び第27条第2項並びに教育給与条例第32条」に、「及び第34条」を「及び教育給与条例第34条」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。
- (2) 第5条の2第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、札幌市職員給与条例の一部を改正する条例（平成29年条例第 号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定は平成29年4月1日から、改正後の任期付職員条例第5条第2項及び第5条の2第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（理由）

本市人事委員会の勧告等を考慮して、本市の一般職の任期付職員の給与改定等を実施するため、本案を提出する。